



発行 東京都

目次

告示

○土地収用法による収用又は使用の手続開始……………

……………（財務局財産運用部管理課）……………

○土地区画整理組合の定款の変更認可……………

……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………

告示（消）

○患者等搬送乗務員適任証の有効期間の特例に関する規程の一部改正……………

公告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………

……………（主税局課税部課税指導課）……………

告示

●東京都告示第千五百二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和二年八月十二日

東京都知事 小池百合子

一起業者の名称

中野区

二 事業の種類

東京都市計画道路事業区画街路中野区画街路第四号線

三 手続が開始される土地

(一) 収用の手続が開始される土地

中野区沼袋一丁目、沼袋二丁目、沼袋三丁目及び沼袋四丁目各地内

(二) 使用の手続が開始される土地

なし

四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

中野区役所都市基盤部都市計画課

●東京都告示第千五百二十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のように告示する。

令和二年八月十二日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成八年六月十一日から令和七年三月三十一日まで

三 施行地区

瑞穂町大字殿ヶ谷字土手向、字土手内、字春名塚、字榎向中原、字榎内川添の各一部、大字石畑字旭岳、字武蔵野、字砂前の各一部及び大字武蔵の一部並びに武蔵村山市中原三丁目の一部

四 事務所の所在地

西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷六百九十六番地五

五 設立認可の年月日

平成八年六月十一日

六 変更認可の年月日

令和二年八月十二日

告示（消）

●東京消防庁告示第16号

患者等搬送乗務員適任証の有効期間の特例に関する規程（令和2年3月東京消防庁告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月12日

東京消防庁

消防総監 安藤俊雄

本則中「同年9月12日」を「令和3年12月30日」に、「同年10月8日」を「同年31日」に改める。

公告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

ついて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和二年八月十二日

東京都知事 小池百合子

氏名又は
名称
氏名
代表者の
氏名
主たる事務所又は
事業所の所在地
取消年月日

東京コス
モ石油協
同組合
矢島 幹也
文京区千石一丁目
十五番五号
令和二年三月
三十一日

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月
三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号
113-0001

